

No.	質問	回答
1	<p>県社会福祉協議会+B4:B9が中心となって確保に努める。なお、被災地から離れたホテルや、被害のなかった社会福祉施設などを宿泊先として利用。</p>	<p>「チーム設置運営要領」の別表において、資格を列挙するほかに「知事が認めた者」と定めており、その他の要件を満たしていれば、有資格者で無くとも登録は可能であるが、法人からの推薦に基づき、運用上の取扱いを個別に判断させていただきたい。</p>
2	<p>チーム員の要件として、3年以上の実務経験とあるが、僅かに3年に満たない場合(2年半程度)はどうか。</p>	<p>「チーム設置運営要領」において、「原則3年以上」と定めており、必ずしも3年を満たなくとも、登録は可能であるが、法人からの推薦に基づき、運用上の取扱いを個別に判断させていただきたい。</p>
3	<p>「栃木県災害福祉広域支援協議会」の構成団体の会員となっていない法人は協力法人になることはできないのか。</p>	<p>構成団体の会員であることは、協力に当たっての要件ではないため、構成団体の非会員であっても協力法人になることは可能である。</p>
4	<p>県内の災害・県外の災害それぞれ派遣の流れなどは変わらないのか。</p>	<p>県内で発災した場合、局所なのか、県内全域での被害なのかで、対応は異なると考えられるが、県内・県外に関わらず派遣の流れは基本的に同様である。</p>
5	<p>DWATが派遣される際の衣食住についてどのように確保するのか。</p>	<p>県社会福祉協議会が中心となって確保に努める。なお、被災地から離れたホテルや、被害のなかった社会福祉施設などを宿泊先として利用。</p>
6	<p>チームリーダーについて、誰がどのように決めるのか。</p>	<p>県と県社会福祉協議会において、チーム員の実務経験や年齢などを考慮して決めている。</p>
7	<p>チーム員に対する登録研修以外の研修はあるか。</p>	<p>チーム員に対しては、登録研修のほかに、スキルアップ研修、リーダー研修を行っている。 また、市町行政職員向けの研修も行っており、栃木県一丸となった災害福祉支援体制の整備に努めている。</p>